

「消防機関における航空機火災対応に関する検討会」 開催要綱

1 目的

令和6年1月の羽田空港航空機火災の発生等も踏まえつつ、消防機関の参考となる航空機火災対応の手引きを作成するに当たっての検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討会の名称は、「消防機関における航空機火災対応に関する検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3 検討会

- （1）検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- （2）総務省消防庁特殊災害室長は、座長及び委員を委嘱する。また、消防庁特殊災害室長は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- （3）座長は、会務を総理する。
- （4）座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- （5）検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- （6）座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、意見を聴取することができる。

4 任期

座長及び委員の任期は、承諾の日から本検討会の運営期間までとする。

5 雑則

- （1）検討会等に関する庶務は、総務省消防庁特殊災害室において処理する。
- （2）本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。
- （3）検討会は、原則として公開とする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合はこの限りではない。
- （4）議事要旨及び配布資料（以下「議事要旨等」という。）は、原則として公開とする。ただし、議事要旨等を公開することにより、当事者又は第三者の権利や利益を害するおそれがあることその他の理由により座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

付則 この要綱は、令和7年10月27日から施行する。